入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年9月12日

経理責任者
独立行政法人地域医療機能推進機構二本松病院
院　長　六 角　裕 一

1　競争入札に付する事項

(1)調達件名及び数量　独立行政法人地域医療機能推進機構二本松病院(附属介護老人保健施設含む)で使用する電気の調達
予定契約電力　：600kW
予定使用電力量　：2,430,500kWh

(2)仕 様 等　入札説明書及び仕様書による

(3)使用期間　平成29年11月1日から平成30年10月31日

(4)需要場所　福島県二本松市成田町一丁目553番地
独立行政法人地域医療機能推進機構二本松病院

(5)入札方法　入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、あらかじめ当院が別途提示する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対課の年間総価を入札金額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

※　入札書に記載する金額の算定に当たっては、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

2　競争参加資格

(1)独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則(以下「契約事務細則」という。)第5条及び第6条の規定に該当しないものであること。

(2)独立行政法人地域医療機能推進機構反社会的勢力への対応に関する規定第2条の各

号に該当しないものであること。
(3)厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において「物品販売」でA～C等級に格付され、東北地域の競争参加資格を有する者であること。
(4)電気事業法第３条第１項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第１６条の２第１項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。ただし、平成２９年１０月１２日（契約締結予定日）に電気事業法第２条の２の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
(5)環境配慮契約法に基づく、二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、入札説明書において示す入札適合条件を満たすこと。
(6)平成29年度において電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法第8条第1項の勧告を受けていないこと。
(7)入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること
(8)資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去3年間において虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。
(9)直近2年間に支払うべき社会保険料、及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料について一切滞納が無いこと。

3 契約条項を示す場所
〒964－8501 福島県二本松市成田町1丁目553番地
独立行政法人地域医療機能推進機構二本松病院 総務企画(経理)課 契約係
電話 0243－23－1231

4 競争入札執行の場所及び日時
(1)入札書の提出場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
上記3に同じ。
(2)資格証明等受領期限
平成29年9月28日(木)13時00分
(郵送する場合には受領期限までに必着のこと。)
(3)入札書の受領期限
平成29年9月29日(金)15時00分
(3)開札日時及び場所
平成29年10月2日(月)11時00分 二階会議室
5 その他必要な事項
(1)入札保証金及び契約保証金 「免除」
(2)入札及び契約手続に使用する言語及び通貨「日本語及び日本国通貨」

(3)入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に2(1)の証明となるもの及び仕様書において定めるものを添付して入札書の受領期限内に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるもの等について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(4)入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5)契約書作成の要否「要」

(6)契約の相手方の決定方法

契約事務細則第34条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。

ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(7)詳細は入札説明書による。